

福岡市の環境施策

序章 福岡市の環境施策の全体像

福岡市環境基本計画（第三次）に掲げる＜めざすまちの姿＞

めざすまちの姿／豊かな自然と歴史に育まれ、未来へいのちつなぐまち

【分野別めざすまちの姿】

快適で良好な生活環境のまち

- 大気汚染や気候変動に伴うリスクが軽減され、歴史やすぐれた景観を活かした快適なまち
- 予測情報の提供や発生源対策等により、黄砂やPM2.5などの大気汚染物質の影響が軽減しています。
 - 気候変動による洪水・熱中症などのリスクへの対策や、ヒートアイランド現象への適応策が構築されています。
 - 身の回りの生活環境が良好に保たれ、歴史や景観を活かした美しいまちが実現しています。

市民がふれあう自然共生のまち

豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐまち

- ふくおかの多様な生き物や自然環境が保全・再生されています。
- 人びとが、自然からの恵みを持続的に利用しながら暮らしています。
- 生物多様性の重要性への理解が浸透し、その保全や持続可能な利用のために、市民・事業者が一体となって取り組んでいます。

資源を活かす循環のまち

廃棄物等の発生が抑制され、資源が循環利用されるまち

- “ものを大切にする”精神・文化が浸透し、次世代に受け継がれています。
- 資源が地域で循環・有効利用されるしくみが機能しています。
- 市民・事業者の高い節水意識のもと、水資源が有効に利用されています。

未来につなぐ低炭素のまち

エネルギーの地産地消が進み、温室効果ガスの排出が抑えられたまち

- 市民・事業者に日常的な省エネ行動が浸透しています。
- 再生可能エネルギーなどの普及が進むとともに、自律分散型のエネルギーシステムが構築され、エネルギーが効率的に利用されています。
- 低炭素型の都市構造と交通システムの整備が進んでいます。

＜めざすまちの姿＞の実現に向けた施策の展開

【分野別施策】

快適で良好な生活環境のまちづくり

- 第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応
- 第2項 良好的な生活環境の保全
- 第3項 気候変動への適応
- 第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

【分野横断型施策】

環境の保全・創造に向けた 人づくり・地域づくり

- 第1項 環境行動を担う人材の育成
- 第2項 地域環境力の向上

市民がふれあう自然共生のまちづくり

- 第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成
- 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進
- 第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

環境の保全・創造に向けた しくみづくり

- 第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用
- 第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援
- 第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有

資源を活かす循環のまちづくり

- 第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進
- 第2項 廃棄物の適正処理の推進
- 第3項 水資源の有効利用の促進

ふくおかから九州・アジアへ

- 第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携
- 第2項 国際環境協力の推進

未来につなぐ低炭素のまちづくり

- 第1項 省エネルギーの促進
- 第2項 再生可能エネルギー・エネルギー・マネジメントシステムなどの導入・活用
- 第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

■環境施策に関する評価について

福岡市環境基本計画（第三次）における成果指標の推移と、関連する事業の実施状況、新たな制度の創設や法改正等の社会経済情勢の変化などの外部要因を踏まえ、施策の進捗状況を総合的に評価しました。

1. 成果指標の達成状況の基準

A	目標値に向けたペースを達成している又は上回っている
B	目標値に向けたペースを下回っているが、指標は改善している 又は現状維持
C	目標値に向けたペースを下回っており、指標が悪化している
—	数値が把握できないため判定不能

※意識系の指標については、初期値からの数値の変動幅が概ね±3%未満の場合は、アンケート調査の誤差を考慮し、現状維持の範囲内とする。

※「目標値に向けたペースを上（下）回っている」とは、成果指標の基準値と目標値を結んだ線分を実績値が上（下）回っていることである。（数値が下がると成果が向上する指標については、その逆となる。線分と一致する場合は「目標値に向けたペースを達成している」となる。）

2. 総合評価の基準

成果指標のA = 3点、B = 2点、C = 1点とし、各評価シートの平均点により評価する。
(ただし、「—」の指標は計算に入れない)

平均点	評価（基準）	
2.5以上	順調に進捗している	★★★
1.5以上2.5未満	概ね順調に進捗している	★★
1.5未満	進捗が遅れている	★

※特記事項を踏まえ、理由を明示したうえで、平均点をベースとした評価（基準）からアップ又はダウンさせることもある。

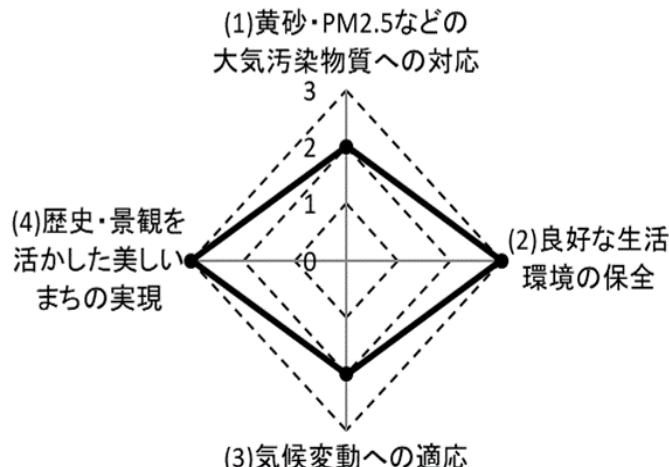
※成果指標が設定されていない項目については、施策の実施状況、特記事項（外部要因等）を踏まえ、施策の進捗状況を総合的に判断する。

■総合評価結果のまとめ

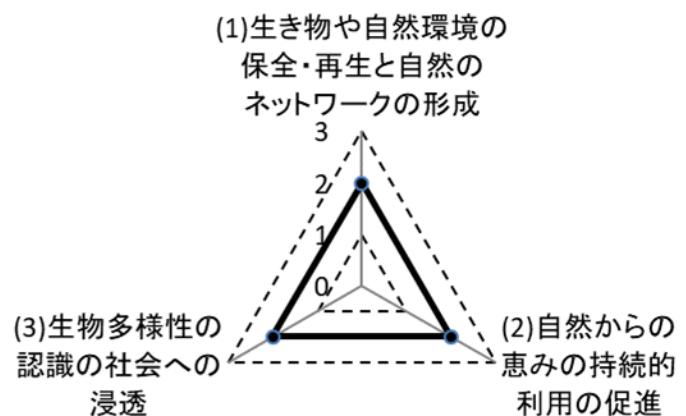
分野横断型施策については3つの施策をまとめて評価しています。

1. 分野別施策

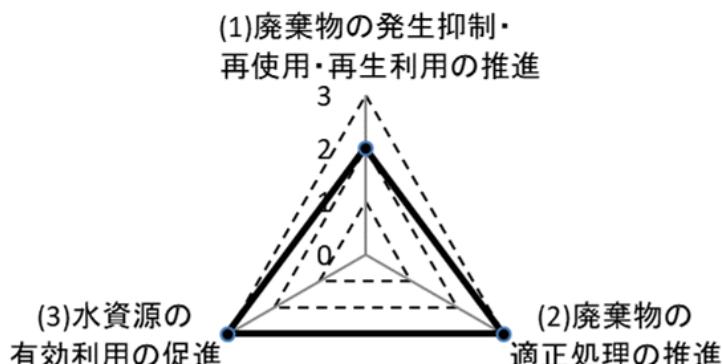
1 快適で良好な生活環境のまちづくり



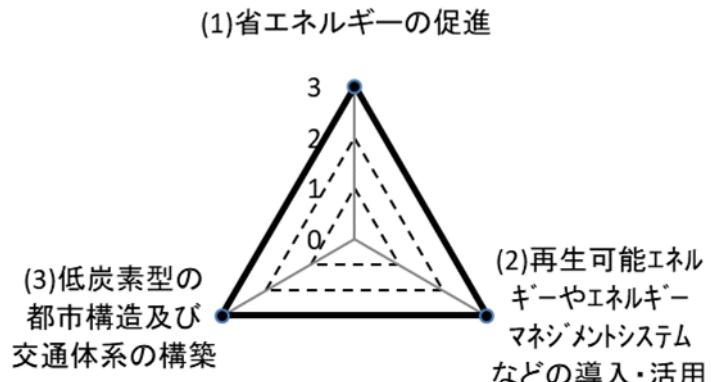
2 市民がふれあう自然共生のまちづくり



3 資源を活かす循環のまちづくり

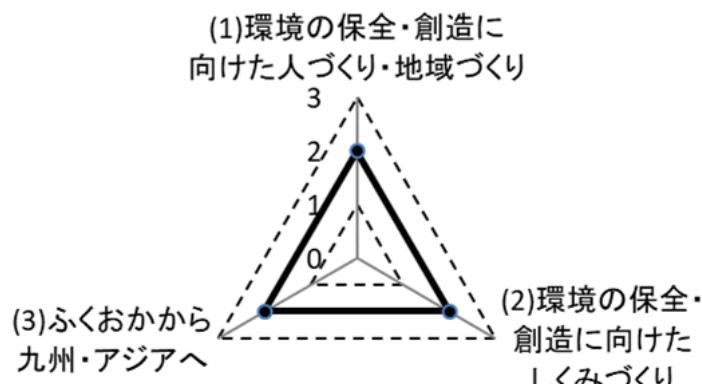


4 未来につなぐ低炭素のまちづくり



2. 分野横断型施策

環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり、ふくおかから九州・アジアへ



■ 持続可能な開発目標（S D G s）について

S D G s（Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標です。2030年を期限とする包括的な17の目標が設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

本市においては、S D G sの視点を持って、環境施策を推進していくため、S D G sと福岡市環境基本計画に基づく施策の関連性を整理しました。

S D G s の 1 7 の 目標		貧困	
	1 貧困をなくそう		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	2 飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する		保健 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 教育 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	6 水・衛生 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		エネルギー 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	8 経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		インフラ・産業化・イノベーション 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	10 不平等 各国内及び各国間の不平等を是正する		持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	12 持続可能な生産と消費 持続可能な生産消費形態を確保する		気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	14 海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	16 平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

【分野別施策】

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

・第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応



・第2項 良好な生活環境の保全



・第3項 気候変動への適応



・第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現



第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

・第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成



・第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進



・第3項 生物多様性の認識の社会への浸透



第3節 資源を活かす循環のまちづくり

・第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進



・第2項 廃棄物の適正処理の推進



・第3項 水資源の有効利用の促進



第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

・第1項 省エネルギーの促進



・第2項 再生可能エネルギー・マネジメントシステムなどの導入・活用



・第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築



【分野横断型施策】

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

- ・第1項 環境行動を担う人材の育成
- ・第2項 地域環境力の向上



第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

- ・第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用
- ・第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援
- ・第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有



第3節 ふくおかから九州・アジアへ

- ・第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携
- ・第2項 国際環境協力の推進

